

長野県と長野県信用組合との地方創生に向けた連携に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と長野県信用組合（以下「乙」という。）は、相互の連携により、地方創生に向けた取組推進を通じて、長野県内各地域の活力創出を目指し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が有する互いの強みや専門性を活かしながら、地方創生に取り組むことで、「地域経済の活性化」及び「しあわせ信州」の実現に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 安心して暮らせる「しあわせ信州」実現への支援に関すること
- (2) 「信州の中小企業」等の様々なライフステージに応じた経営課題解決に向けた支援に関すること
- (3) 「信州の産業・企業」等の海外展開の促進に係る支援に関すること
- (4) その他本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を円滑かつ効果的に推進するため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、定期的に協議を行うものとする。

（守秘義務）

第3条 甲と乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 本協定の連携における個人情報の取扱いについては、別途覚書を定めて対応することとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、更に3年間この協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（細則）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲と乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を策定し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成27年7月27日

甲 長野市大字南長野字幅下692-2
長野県知事
阿部 守一

乙 長野市新田町1103-1
長野県信用組合 理事長
黒岩 清